

問題で聞かれているのは「正しいもの」か「誤っているもの」かをきちんと確認。  
「正しいもの」「誤っているもの」の文字を○で囲むと見直す時にも便利。

[No. 1] 組合施行による市街地再開発事業の審査委員の選任に関する記述で、誤っているものは次のうちどれか。24-37

1. 組合は、審査委員が心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められるとき又は職務上の義務違反があるときは、総会の議決を経て、その審査委員を解任することができる。
2. 審査委員は、総会の「特別の議決」を経て選任される。
3. 審査委員は、土地及び建物の権利関係又は評価について特別の知識経験を有し、かつ、公正な判断をすることができる者のうちから総会で選任する。
4. 審査委員の任期は、組合が存続する期間とすることができる。

[No. 2] 市街地再開発組合の組合員に関する記述で、適切なものは次のうちどれか。20-32

1. 組合設立時に作成した組合員名簿に、その後変更が生じたときは、理事長は遅滞なく、組合員名簿に必要な変更を加え、都道府県知事に届け出なければならない。
2. 組合員数が 50 人をこえる組合は、総代会を設けることができ、都市再開発法第 33 条に規定する「特別の議決」を除き、総会に代わってその権限を総代会で行うことができる。
3. 組合員が権利変換期日以降に、すべての権利を組合員以外の第三者に売却したため、組合員数を減じて組合運営を行った。
4. 土地を共有していた権利者の多くが権利変換を受けたので、権利変換期日以後、組合員数が増加した。

[No. 3] 市街地再開発組合の解散に関する記述で、誤っているものは次のうちどれか。 18-31

1. 組合は、事業の完成により解散しようとする場合において、借入金があるときは、解散について債権者の同意を得なければならない。
2. 組合は、事業の完成により解散しようとするときは、都道府県知事の認可を受けなければならない。
3. 組合が解散したときの清算人は、理事の中から選任しなければならない。
4. 清算人は組合の債務を弁済した後でなければ、その残余財産を処分することができない。

[No. 4] 組合施行における市街地再開発事業の事業完成後の手続について正しい順序を示すものは次のうちどれか。23-30

- A. 清算人は、決算報告書を作成し、都道府県知事の承認を得る。
- B. 清算人は、財産目録を作成し、財産処分の方法について総会の承認を得る。
- C. 組合は組合解散について、都道府県知事の認可を得る。

1. A→B→C
2. B→C→A
3. C→A→B
4. C→B→A

[No. 5] 市街地再開発組合が施行する市街地再開発事業完成後の手続について、正しい順序を示すのは次のうちどれか。23-30 (26-31 類似)

1. 清算人の選任→財産目録及び財産処分の方法の総会承認→決算報告書の都道府県知事の承認→組合解散の都道府県知事の認可
2. 財産目録及び財産処分の方法の総会承認→清算人の選任→組合解散の都道府県知事の認可→決算報告書の都道府県知事の承認
3. 決算報告書の都道府県知事の承認→清算人の選任→財産目録及び財産処分の方法の総会承認→組合解散の都道府県知事の認可
4. 組合解散の都道府県知事の認可→清算人の選任→財産目録及び財産処分の方法の総会承認→決算報告書の都道府県知事の承認

[No. 6] 市街地再開発組合の設立手続に関する記述で、誤っているものは次のうちどれか。26-28

1. 組合が施行する第一種市街地再開発事業については定款及び事業計画を定めた組合の設立認可をもって、都市計画法に定める都市計画事業の認可となすことができる。
2. 組合の設立認可を申請しようとする者は、あらかじめ、事業計画につき、施行区域内に公共施設の管理者又は管理者となるべき者の同意を得なければならない。
3. 組合設立について借地権者の同意を得る場合において、借地権が数人の共有に属する借地があるときは、当該借地について借地権を有する者の数を一とみなす。
4. 第一種市街地再開発事業に関係のある土地若しくはその土地に定着する物件について権利を有する者に限り、縦覧に供された事業計画について意見があるときは、都道府県知事に意見書を提出することができる。

[No. 7] 第一種市街地再開発事業における事業計画に関する記述で、誤っているものは次のうちどれか。26-29

1. 設計の概要は、施設建築物に関し権利を与えられることとなる者をできる限り集約的に配置するように定めなければならない。
2. 施行者が個人施行者、市街地再開発組合、再開発会社、地方公共団体及び機構等のいずれの場合でも、事業計画に、施行地区、設計の概要、事業施行の期間及び資金計画を定めなければならない。
3. 住宅建設の目標が定められた場合においては、設計説明書に市街地再開発事業により建設される住宅の概要を記載しなければならない。
4. 事業計画において、施行地区については、施行地区位置図及び施行区域図を作成して定めなければならない。

[No. 8] 第一種市街地再開発事業における各施行者の事業計画の変更手続きに関する記述で、誤っているものは次のうちどれか。26-30

1. 個人施行者が都道府県知事に事業計画の変更を申請するときは、施行地区を管轄する市町村長を経由しなければならない。
2. 市街地再開発組合が事業計画を変更して施行地区に新たな土地を編入するときは、その変更認可申請を受けた都道府県知事は、管轄の市町村長の意見を聴かなければならない。
3. 施行者である市町村が事業計画を変更したときは、事業計画において変更した設計の概要及び資金計画について都道府県知事の認可を受けなければならない。
4. 独立行政法人都市再生機構が事業計画を変更しようとするときに、事業の施行により整備される公共施設に係る変更がない場合でも、当該公共施設の管理者又は管理者となるべき者とあらかじめ協議しなければならない。

[No. 9] 組合施行における市街地再開発事業の事業完成後の手続について、正しい順序を示すものは次のうちどれか。26-31 (23-30 類似)

1. 決算報告書の都道府県知事の承認 → 清算人の選任 → 財産目録及び財産処分の方法の総会承認 → 組合解散後の都道府県知事の認可
2. 清算人の選任 → 財産目録及び財産処分の方法の総会承認 → 組合解散後の都道府県知事の認可 → 決算報告書の都道府県知事の承認
3. 組合解散後の都道府県知事の認可 → 清算人の選任 → 財産目録及び財産処分の方法の総会承認 → 決算報告書の都道府県知事の承認
4. 組合解散後の都道府県知事の認可 → 清算人の選任 → 決算報告書の都道府県知事の承認 → 財産目録及び財産処分の方法の総会承認

[No. 10] 市街地再開発組合の参加組合員に関する記述で、誤っているものは次のうちどれか。26-34

1. 参加組合員は、組合の役員となることができる。
2. 住宅建設の目標が定められた事業において、組合設立の認可を申請しようとする者は、認可申請書に公的資金による住宅を建設することが適当と認められる者に対して参加組合員として参加する機会を与えたことを証する書類を添付しなければならない。
3. 参加組合員が取得することとなる施設建築物の一部等の価額は、権利変換計画に定めなければならない。
4. 分担金の額は、参加組合員が納付する負担金の額及び参加組合員以外の組合員が施行地区内に有する宅地又は借地権の価額を考慮して、賦課金の額と均衡を失しないよう定める。